

# 不破消防組合情報セキュリティポリシー

不破消防組合

令和7年9月 策定



## 情報セキュリティ基本方針

## 目 次

### 情報セキュリティ基本方針

1	目 的	1
2	定 義	1
3	情報セキュリティポリシーの位置付け	2
4	情報セキュリティポリシーの構成	2
5	対象とする脅威	2
6	適用範囲	3
7	職員等の遵守義務	3
8	情報セキュリティ対策	3
9	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	5
10	情報セキュリティポリシーの見直し	5
11	情報セキュリティ対策基準の策定	5
12	情報セキュリティ実施手順の策定	5
13	法令遵守	5

## 1 目的

本基本方針は、不破消防組合（以下「本組合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

### (5) 情報セキュリティインシデント

情報資産の管理上の脅威となる確率が高い現象や事案をいう。具体的にはウイルス感染、第三者からの不正アクセスによる侵害、情報システム上の欠陥や誤動作による情報漏えい及び職員等による情報紛失等がある。

### (6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) マイナンバー利用業務系（個人番号利用業務系）

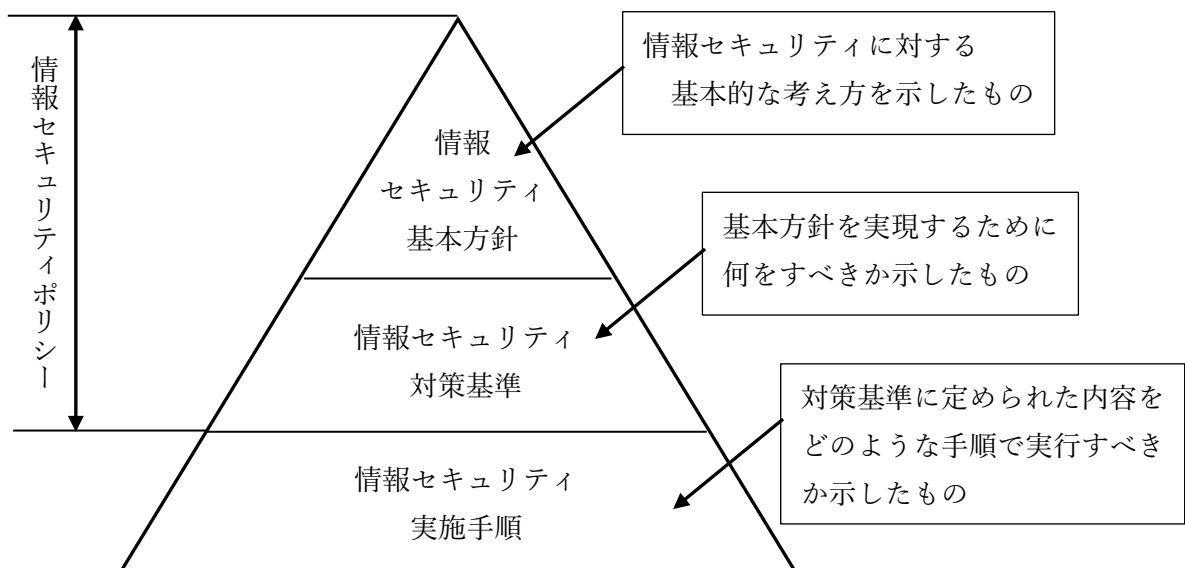
個人番号利用業務（救急業務等）に関わる情報システム及びデータをいう。

3 情報セキュリティポリシーの位置付け

情報セキュリティポリシーは、情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

4 情報セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーの構成は、一定の普遍性を備えた「情報セキュリティ基本方針」と情報資産を取り巻く状況の変化に適切に対応する「情報セキュリティ対策基準」の2階層に分けて策定することとする。



5 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等

- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作、設定、送付ミス、故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

## 6 適用範囲

### (1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、本組合及びその内部機関とする。

### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 7 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ管理基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 8 情報セキュリティ対策

上記5の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

本組合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本組合の保有する情報資産をその重要度に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システムの強靱性の向上

マイナンバー利用業務系においては、原則として、他の領域との通信ができないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により住民情報の流出を防ぐ対策を講じる。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、通信回線、職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行うなど、人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(8) 外部サービスの利用

外部委託を行う場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定め

る。

#### (9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

### 9 情報セキュリティの監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

### 10 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合は、情報セキュリティポリシーを見直す。

### 11 情報セキュリティ対策基準の策定

上記8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

### 12 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

### 13 法令遵守

情報セキュリティに関する法令・ガイドライン等を遵守する。